

鹿屋市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

鹿屋市水道事業及び下水道事業会計規程（平成26年鹿屋市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第37条中「第21条の5第1項第15号の規定により資金を前渡することができる経費は、次に掲げるものとする」を「第21条の5第1項第1号から第14号まで及び第2項に掲げる経費のほか、次の各号に掲げる経費について、資金を前渡することができる」に改める。

第38条中「第21条の6第5号の規定により概算払をすることができる経費は、次に掲げるものとする」を「第21条の6第1号から第4号までに掲げる経費のほか、次の各号に掲げる経費について、概算払をすることができる」に改める。

第39条を次のように改める。

（前金払の範囲）

第39条 令第21条の7第1号から第7号までに掲げる経費のほか、次の各号に掲げる経費について、前金払をすることができる。

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事（測量設計等委託事業を含む。）に要する経費
- (2) 講習、職員研修その他これに類する経費
- (3) 前2号のほか、前金をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすと認められる経費

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋市水道事業における工事用水等の給水に関する取扱規程（令和2年鹿屋市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鹿屋市水道事業会計規程」を「鹿屋市水道事業及び下水道事業会計規程」に改める。